

思いあう心を育て、笑顔で通える学校づくりのための

いじめ防止対策基本方針

Ⅰ いじめの防止等に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒との一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、当該行為の対象となった生徒がその行為に気づいていない場合でも、気づいたときに心身の苦痛を感じるものも「いじめ」に当たります。

「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった生徒の立場に立って、その生徒が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

(本校のいじめ防止に関する基本姿勢)

本校の教育目標の「健康な人となる」という項目は、「心身ともに健康な人となってほしい」という願いが込められています。人間相互の信頼関係が希薄になる中で、お互いの気持ちを思いあい、様々な個性を認めることができてこそ、お互いを高めあえるという認識をもつ必要があります。

いじめによって心身ともに著しく健全な成長、および人格の形成に重大な影響を与えられることは断じて許されることではありません。さらに、いじめは生命に対して重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では「思いあい」の心もち、お互いの気持ちを考えて行動できる生徒の育成に努め、いじめのない学校をめざしていきます。

(いじめの禁止)

本校生徒は、正当な理由なく相手を傷つける行為や、相手が嫌な気持ちになる行為をしてはいけません。

(学校及び教職員の務め)

学校及び教職員は、すべての生徒が安心して楽しく過ごせる学校生活や教育活動をめざし、いじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ丁寧にこれに対処し、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

生徒に道徳観や規範意識等を身につけさせ、「思いあう気持ち」や「いのちを尊ぶところ」を育むためには、学校の教育活動だけでなく、家庭での取り組みや協力も大切です。学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組む、事案の対応においても、いじめを受けた生徒と行った生徒の双方の保護者を支援し、問題のよりよい解決に努めます。

(地域との連携)

生徒が社会性や規範意識を身につけ、人との関わりを学んでいくためには、学校の道徳や教育活動だけでなく、様々な機会を通じて多くの大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められる

ことも大切です。

本校では地域の行事や交流事業等を通して、地域の方とふれあう機会に恵まれています。地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す体制を維持し、さらに発展させていくことをめざします。

(生徒会等生徒の自主的活動)

本校は生徒会活動で行われている、いじめに対する生徒会独自の取り組みを教職員が支援し、より積極的ないじめ防止活動となるように生徒と共に取り組んでまいります。また、行事等を通して、生徒同士のコミュニケーション能力高め、良好な人間関係づくりをめざします。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- ・ 生徒一人ひとりが心の通い合う人間関係を自ら構築できるように、すべての教育活動を通じて、豊かな情操と道徳心を培うための道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・ 全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努めます。
- ・ 生徒が自主的に行う集団作りや関係作りのための行事、いじめ防止活動に対する協力、支援を行います。
- ・ 地域との交流をはじめとする行事、ボランティア活動等を通して、保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守り育てる体制作りに努めます。
- ・ 本校全教職員が生徒理解やカウンセリング・マインド、いじめの対応等について、校内外での研修や職員会議、事故防止会議等を通して理解を深め、職員の資質向上に努めます。
- ・ 生徒を見守り、小さな変化も見逃さないために校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間の確保に努めます。

(2) 道徳教育・人権教育の充実

生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身につけるため、学校におけるすべての教育活動を通して道徳教育の充実を図ります。また、講習会への参加等、いのちを大切にすることを育む教育や人権教育等、多面的な指導の展開を図る取り組みを進めていくよう努めます。

(3) 情報モラル教育の推進

情報教育の分野では、発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性等、インターネットを通じた情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラルに関わる指導や講話の取り組み等、必要と思われる指導や啓発活動を行っていきます。

(4) いじめの早期発見のための取り組み

- ・ いじめを早期に発見するための調査を次のとおり計画します。
 - ① 生徒対象学校生活アンケート年2回
 - ② 個人面談(教育相談)を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査
 - ③ 生活全般についての悩みを調査するアンケートの実施年1回
- ・ 生徒及び保護者が学校生活やいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① 学級担任やその他の職員との面談

②スクールカウンセラーとの面談

- ・ 相談や通報のあった事案は、「秋葉台中学校いじめ問題対策委員会」を通して情報共有を図り、早期対応に努めます。
- ・ いじめの防止等のための対策に資する研修を年間計画に位置付けて実施し、職員の資質向上を図ります。
- ・ 学校以外の相談窓口として、藤沢市いじめ相談ホットライン、藤沢市いじめ相談メール、24時間子ども SOSダイヤル（県立総合教育センター）があります。

(5) いじめの早期解決のための取り組み

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその行為をやめさせ、生徒の安全を確保します。
- ・ いじめに係る相談・通報を受けた場合は、すみやかに「秋葉台中学校いじめ問題対策委員会」に報告し、事実の有無を組織的に確認します。
- ・ いじめの事実確認をした結果は、いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に報告する等、いじめの事案に係る情報を関係保護者に共有するために必要な措置を講じます。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、「秋葉台中学校いじめ問題対策委員会」が中心となって対応方針を協議し、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導及び支援と、その保護者に対する助言等を継続的に行います。
- ・ いじめを受けた生徒への支援は、スクールカウンセラーとも連携し、複数の教職員によって行います。
- ・ いじめを行った生徒に対する指導は、その生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下で行います。
- ・ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った生徒の学習権に十分に配慮した上で、一定期間別室等において学習を行わせる等の措置を講じます。
- ・ いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察します。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対応します。

3 「秋葉台中学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うため、「秋葉台中学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

(1) 「秋葉台中学校いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ防止担当者、学年主任、学年生徒指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー。

※必要に応じて、専門的知識や経験を有する等の第三者の参加を検討します。

(2) 活動内容

- ・ いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正。
- ・ いじめに関する相談・通報への対応と情報収集。
- ・ いじめ事案への対応検討・決定、事案の報告。

(3) 会議の開催

週に1回開催される校内生徒指導担当者会にて併せて実施します。ただし、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、随時緊急開催します。

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議の上、学校が設置する「いじめ調査委員会」または、教育委員会が設置する調査組織により、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ調査委員会」の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ防止担当者、学年主任、学年生徒指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、その他該当生徒との関係の深い教職員等必要と認める者。

※ 事案内容により構成員については教育委員会と検討します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査。
- ・ 保護者に対する説明および報告。

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での説明・報告。

- ・ 教育委員会（市長）への調査結果報告。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出。

5 その他

いじめに対する対応を適切に行うため、次の2点を学校評価項目におき、本校の取り組みを評価・検討し、その後の取り組みに生かします。

- ・ いじめ防止への取り組みに関すること。
- ・ 生命や人権の大切さに関すること。